

呉市地域公共交通総合連携計画の概要（案）

1. 経緯

平成 21 年 2 月 20 日作成

平成 年 月 日公表

2. 呉市地域公共交通総合連携計画の区域

呉市全域：本土部地区（中央，宮原，警固屋，吉浦，天応，阿賀，広，仁方，昭和，郷原，川尻，安浦）及び島しょ部地区（下蒲刈，蒲刈，豊浜，豊，音戸，倉橋）

3. 呉市地域公共交通総合連携計画に関する基本方針

便利で無駄の少ない公共交通体系の構築

急傾斜地や島しょ部など，地区ごとに異なる移動ニーズや地域特性に応じた，便利で無駄の少ない公共交通体系を目指す。

公共交通不便地区削減による利便性の向上

斜面住宅地等の公共交通不便地区については，地域の取り組みに応じた利便性向上策を検討する。

誰でも利用しやすい環境づくり

地球環境問題を踏まえた上で「公共交通離れ」に歯止めをかけるべく，誰でも利用しやすい公共交通の実現に向けた情報提供や施設整備を進める。

地域振興に資する公共交通サービスの実現

公共交通サービスの充実により，合併町を始め市内各所に存在する観光資源の魅力を向上させ，地域振興に努める。

4. 呉市地域公共交通総合連携計画の目標

公共交通利用者数の増加

鉄道、バス、航路といった公共交通全体での利用者の増加を図る。

観光振興による地域間交流の促進

公共交通サービスの充実により、市内各所に点在する観光資源の魅力を向上させ、地域間交流を促進する。

地域との協働による移動手手段確保の実施

各地区の住民との協働により、地域の実情に応じた移動手手段を確保していく。

5. 事業の概要及び事業の実施主体

- ・ 倉橋地区におけるバス路線の再編（実施主体：呉市，呉市交通局，まちづくり協議会）
- ・ 音戸地区・安浦地区におけるバス路線の再編（実施主体：呉市，呉市交通局，まちづくり協議会）
- ・ 音戸渡船の利用促進（実施主体：呉市，まちづくり協議会，渡船事業者）
- ・ 離島航路（三角島・斎島）の再編（実施主体：呉市，航路事業者）
- ・ 公共交通を活用した島嶼部の観光振興策（実施主体：呉市，観光協会，旅客船事業者）
- ・ 交通不便地区での市民主導型交通サービス支援のしくみづくり（実施主体：呉市，地元まちづくり協議会）
- ・ 公共交通全般の利便性向上と利用促進（実施主体：呉市）

6. 計画期間

平成21年度～平成23年度

7. 法第6条に定める協議会の有無

有（平成20年3月19日設立，名称：呉市地域公共交通協議会，構成員：別添）

8. 法第5条第6項に定められている関係者との協議

具体的な協議相手先及び協議成立年月日

：呉市地域公共交通協議会において平成21年2月20日協議成立

9. 法第5条第5項に定められている利用者の意見の反映

呉市地域公共交通協議会に以下の団体からメンバーが参画し、平成20年度は3回にわたって協議会で議論を行った。

- ・ 呉市自治会連合会
- ・ 呉市老人クラブ連合会
- ・ 呉市女性連合会
- ・ 呉市PTA連合会

呉市地域公共交通協議会に参加していない以下の団体においても協議を行った。

- ・ 各地区まちづくり協議会

10. その他

- ・ 法第7条による提案の有無（無）
- ・ 送付時点における国の支援制度の活用 of 想定
地域公共交通活性化・再生総合事業